

へえ、お隣さんも、すませたって！

確定申告

所得税・事業税・住民税
正しくお早めに

2月16日～3月15日

税務署 県市町村

正しい申告 お早めに

— 確定申告の季節です —

確定申告の時期が近づいてきました。ご承知のことと思いますが、**所得税の確定申告は 2月16日～3月15日**です。

所得税は、あなた自身が所得を計算し、税金を算出して納付する申告納税制度となっています。所得金額や税額は正しく計算し、申告と納税は期限内に済ませてください。

期限までに申告をしなかったり、所得を少なく申告した人は、税務署の調査によって税金を追徴されるだけでなく、加算税や延滞税を余分に納めることとなります。

また例年3月10日を過ぎますと、税務署の窓口は大変混雑し、落ち着いて相談ができなかったり、長

時間お待たせすることがありますので、できるだけ早めに申告をお済ませください。

申告の必要な人

- 一般の人
 - ・ 商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人
 - ・ 地代、家賃、配当、不動産の売却などの所得のある人
 - ・ 58年中の各種の所得金額の合計額が、基礎控除(30万円)配偶者控除(30万円)扶養控除(ひとり当たり30万円)その他の所得控除の合計額を超える人は必ず申告しなければなりません。
- ※ 昨年、新しく開業された人や

昨年まで申告義務のなかった人は、もう一度所得を確かめてみてください。

△参考▽

58年分の所得金額が、次の額を超える場合には申告が必要です。

- ・ 独身者の場合……………30万円
 - ・ 夫婦者の場合……………60万円
 - ・ 夫婦と子供1人の場合……………90万円
 - ・ 夫婦と子供2人の場合……………120万円
 - ・ 夫婦と子供3人の場合……………150万円
- なお、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除および事業専従者控除があれば、さらにこの金額に上積みとなります。
- サラリーマン
- サラリーマン(給与所得者)の所得税は、年末調整によって計算されるのが普通であり、確定申告の必要はありません。しかし、次のような人は申告しなければなりません。
- ・ 給与の年収が1千万円を超える人
 - ・ 給与以外の所得が20万円を超える人
 - ・ 二カ所以上から給与をもらっている人

贈与税の申告

昨年中に贈与を受けた財産の価額を合計して、60万円を超えれば、贈与税の申告をしなければなりません。

贈与税の申告と納税は、2月1日から3月15日までです。金銭のやりとりをしないで、親が所有していた土地建物を子の名義に変えたり金銭の貸借形式をとっていても「ある時払いの催促なし」のように実質的に贈与と認められるものについては、贈与税がかかります。

また、夫婦間で住宅などの贈与が行われた場合は、一定の要件のもとに、基礎控除60万円のほかに「配偶者控除」として最高1千万円までの控除が受けられる特典があります。

期限内に正しい申告と納税をしましょう。

土地や建物を売ったときの税金



土地や建物を売ったときの利益を譲渡所得といい、他の所得とは分離して所得税を計算します。譲渡所得は、売った土地や建物をもつから所有していたかによって「長期」と「短期」に区分されます。昭和58年中に土地や建物を売った場合には、取得時期が昭和47年12月31日以前の場合を「長期譲

渡所得」、昭和48年1月1日以後の場合を「短期譲渡所得」として所得税を計算します。

なお「長期」と「短期」では税率などが異なっています。

これだけはお忘れなく



- ① 申告書をお送りしている人は必ずその「申告書」
- ② 「印鑑」
- ③ 給与などのある人は「源泉徴収票」
- ④ 雑損控除を受ける人は「被害を受けた住宅家財の明細書」
- ⑤ 医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収・明細書・保険などで補てんされる金額の明細書」
- ⑥ 生命保険料控除のある人は「保険料が一契約9千円超のものの証明書」
- ⑦ 損害保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
- ⑧ 住宅取得控除を受ける人は「登記簿謄本」「住民票の写し」「売買契約書」「住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書」